

2019年度第1回（通算第20回）評議員会（定時）

1. 開催日時：2019年6月8日（土）午後1時～2時15分
2. 場所：東京都千代田区九段北4-2-25 アルカディア市ヶ谷（私学会館）7階「吉野」
3. 出席評議員：（評議員会会長）薬師寺公夫、（評議員）青木清、岡野祐子、川村明、北村泰三、吉川元、久具（古城）佳子、佐藤哲夫、須網隆夫、中川淳司、三上正裕、山影進
陪席：（代表理事）浅田正彦、（事務局長）真山全、（事務局）前田直子、加藤陽

4. 議事次第

1) 報告事項

1. 小田滋賞に関する件

浅田代表理事より、報告資料1に基づき、第6回小田滋賞について、優秀賞を2名、奨励賞を4名に授与することが、2019年度第1回理事会（通常）（2019年5月18日開催）にて決定されたこと、今回は計21篇の応募があったことが報告された。あわせて、本評議員会開催終了後に授賞式を挙行することも報告された。

出席の評議員より本懸賞論文の広報方法について質問があり、代表理事より回答するとともに、評議員各位にも広報に対する協力を要請した。

2. 会費振込用紙に関する件

真山事務局長より、報告資料2に基づき、2020年度より、学会会費の郵便振込手数料を振込人（会員）負担に変更する予定であることについて、説明・報告がなされた。本件については、2019年度第1回理事会（通常）（2019年5月18日開催）において説明を行い、会員には9月の年次研究大会の総会にて説明の予定であることも報告された。

3. その他

なし

2) 議案

第1号 定款の改正に関する件（主たる事務所の場所）

資料1に基づき、事務委託先の変更に伴い、定款第2条（事務所）1項の「主たる事務所」の所在地を、神奈川県横浜市から東京都文京区に改正することが諮られた。

審議の結果、定款第47条に基づき、議決に加わることの出来る評議員の3分の2以上（10名以上）の賛成（議長である薬師寺会長を除く出席評議員11名全員の賛成）により、以下の原案通り議決された。

【議決事項】

定款18条2項(4)に基づき、定款第2条を次の通り変更し、附則を追加する。

一般財団法人国際法学会定款

2011年10月7日 理事会承認

2011年10月9日 評議員会承認

2012年5月11日 理事会による修正後の承認

2012年5月12日 評議員会による修正後の承認

2012年10月5日 理事会による修正後の承認

2012年11月11日 評議員会による修正後の承認

2015年1月25日 理事会による修正後の承認

2015年3月8日 評議員会による修正後の承認

2019年6月8日評議員会による修正後の承認

(事務所)

第2条

- 1 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

附 則

この定款は、令和元年6月8日から施行する。

第2号 2018年度事業報告・決算の承認に関する件

真山事務局長より、資料2に基づき、2019年第1回理事会(通常)(2019年5月18日開催)にて承認された、2018年度事業報告及び2018年度決算報告について、それぞれ報告が行われた。

なお、貸借対照表の「流動資産」に含まれる「棚卸資産」に関し、これに該当する国際法外交雑誌の保管状況について出席の評議員より質問があり、代表理事及び事務局長より、事務委託先の変更に伴い倉庫会社と預かり契約を締結したこと、本2019年9月の理事会で、在庫取扱いについて今後の方針を検討予定であることが説明された。

審議の結果、議決に加わることのできない議長を除くすべての評議員(11名)の賛成により、原案通り議決された。

【議決事項】

定款第 18 条第 2 項(5)に基づき、2018 年度事業報告及び 2018 年度決算報告を承認する。

第 3 号 2018 年度公益目的支出計画実施報告書（案）に関する件

真山事務局長より、資料 3 に基づき、2018 年度公益目的支出計画実施報告書案について説明を行い、内閣府への提出について諮られた。

なお公益目的支出計画実施報告書の提出（義務、期間）に関し、公益目的支出計画の完了予定事業年度を令和 3（2021）年度と設定しているが、公益目的財産額が未だ相当額あるので必要な場合にはその完了に向けて一層の検討を行うことが望ましいのではないかとの指摘が、出席の評議員よりなされた。

審議の結果、議決に加わることのできない議長を除くすべての評議員（11 名）の賛成により、原案通り議決された。

【議決事項】

定款第 18 条第 2 項（10）に基づき理事会より付議された、2018 年度公益目的支出計画実施報告書を承認する。

第 4 号 評議員選任についての会員意見聴取の実施に関する件

第 5 号 理事選任についての会員意見聴取の実施に関する件

浅田代表理事より、現在の評議員及び理事の任期が 2020 年 6 月の定時評議員会の終結時までであり、それまでに定款第 13 条及び第 27 条に基づく新評議員及び新理事を選出する必要があること、そのため、本 2019 年度の研究大会において、評議員の選任に関する規程及び理事の選任に関する規程に基づき、会員の意見聴取を実施することが必要である旨説明がなされた。また本件が議決され、意見聴取の実施が代表理事に委嘱された場合には、意見聴取委員会の設置等の諸準備を進めることも説明がなされた。

出席の評議員より、公表のあり方についてその根拠の文書化も含めて検討することが望ましいのではないかとの意見が出され、今後の検討課題とすることが確認された。また、意見聴取の実施に関し、会員への周知方法について質問が出され、国際法外交雑誌等への掲載や研究大会案内への封入などが予定されている旨、代表理事より説明がなされた。

審議の結果、議決に加わることのできない議長を除くすべての評議員（11 名）の賛成により、原案通り議決された。

【議決事項（第4号議案）】

理事の選任に関する規程第3条に基づき、以下の方法で意見聴取を行うことを議決する。

- (1) 今回の意見聴取は、2019年9月2日（月）から4日（水）まで開催される2019年度年次研究大会期間中に行う。
- (2) 意見表明の方法は、理事候補として推薦する者を5名以内連記する方法による。

以上の決定に基づいて、評議員会は、意見聴取の実施を代表理事に委嘱する。

【議決事項（第5号議案）】

評議員の選任に関する規程第2条に基づき、以下の方法で意見聴取を行うことを議決する。

- (1) 今回の意見聴取は、2019年9月2日（月）から4日（水）まで開催される2019年度年次研究大会期間中に行う。
- (2) 意見表明の方法は、評議員候補として推薦する者を5名以内連記する方法による。

以上の決定に基づいて、評議員会は、意見聴取の実施を代表理事に委嘱する。

第6号 その他

【議決事項】

議決事項なし。
